

岡山県災害時広域受援・市町村支援計画〈概要〉

序章 総論

- 大規模災害の発生時には、職員等の被災、災害応急業務の激増等により、様々な分野で必要な**人的・物的資源が不足**する。
- 本計画は、大規模災害時の**県の機動的な災害応急業務実施体制を確保**するとともに、国や知事会、協定団体等外部からの**応援を円滑に受け入れ、効果的に活用**して、被災市町村を支援できるよう、受援を想定した体制を整備することを目的とする。

対象：南海トラフ地震、その他の災害

発動：県内で震度6強以上の地震発生時、その他甚大な災害発生時

期間：発災直後から1か月程度まで

第1章 受援体制の整備

- 計画発動時は、災害対策本部内に**受援調整部**(県庁3階 大会議室)を設置



第2章 受援対象業務と対応方針

- 県庁BCPの見直し**により、様々な業務分野での人員不足が判明。

- 人員不足を補うための要員確保の具体策が必要

- ・部局間での職員動員
- ・災害時応援協定の活用
- ・専門職能団体への要請
- ・ボランティアの活用 など

- 基本的な考え方

- (1) **非常時優先業務中心主義**の徹底・・・優先業務以外は積極的に休止
- (2) **人的資源確保の全庁主義**・・・全庁横断的に迅速かつ柔軟に動員調整
- (3) 健康上の配慮・・・適切な勤務ローテーション、心身の健康管理に配慮

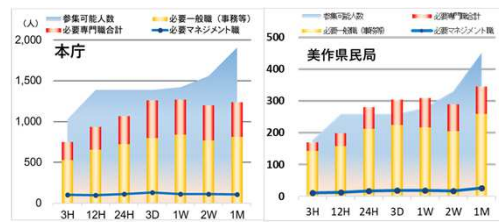
- 資源の確保

- (1) 人的資源

不足する要員は、県内市町村、他の都道府県、協定先団体等に要請し確保。

- (2) 物的資源

被災地のニーズを踏まえ、国からの支援物資等を迅速に避難所等へ輸送。物流事業者や市町村と連携し、一次(県)及び二次(市町村)の物資拠点の体制を整備。



第3章 市町村支援体制

- 県民局から**被災市町村にリエゾン**を派遣し、状況把握、連絡調整等を行う。

〈リエゾンの業務〉

被害及び市町村機能の状況把握、災害対策本部との連絡業務、Web会議

- 応援協定や被災市区町村応援職員確保システム等により、災害対応業務を支援するための**応援職員を、被災市町村へ派遣**する。
- 多数の人的被害等、甚大な被害が発生し、市町村機能が著しく低下した場合は、県が被災市町村に**現地災害対策本部を設置**する。

職務	所属・役職	役割
本部長	本庁・副課長等	・市町村災害対策本部の運営支援
副本部長	県民局・主幹以上	・被害報告及び災害応急対策実施支援
本部員	県民局各部	・応援の受け入れ支援※ など

※応援の受け入れ支援を要する市町村災害応急業務の例

- ・避難所運営(食料や寝具等の提供、トイレの確保、健康管理など)
- ・住家被害認定調査、罹災証明書交付
- ・飲料水の応急給水、水道施設の応急復旧
- ・保健活動
- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 など

- 市町村は「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、相互応援を行う。市町村間の調整は、県の受援調整部が行う。

第4章 受援業務の手順

- 初動体制

計画発動時には、各部門が初動の混乱時においても、直ちに所掌する災害応急活動の拠点を開設し、迅速、自主的に連携して活動する。

- 分野(部局)別活動計画

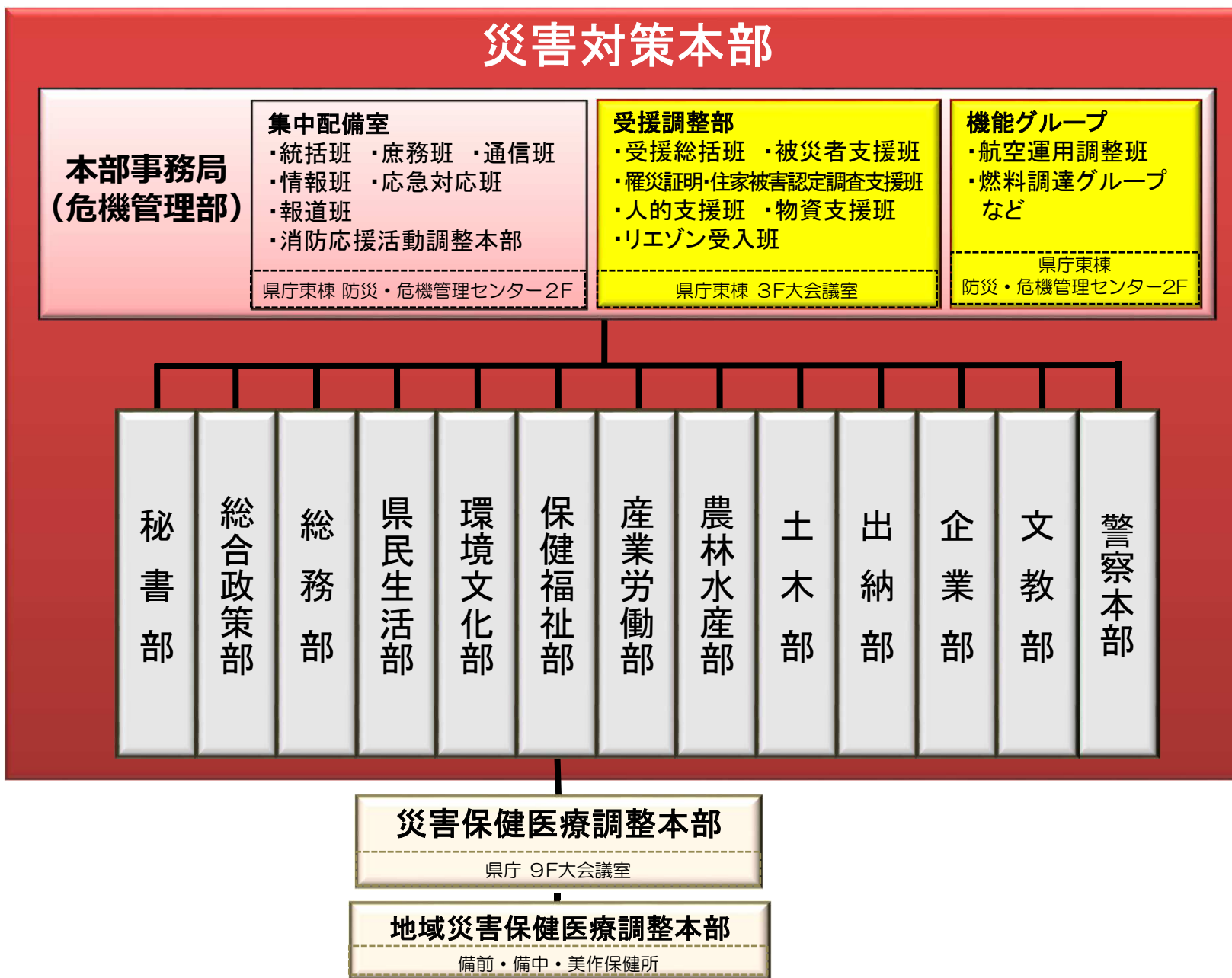
代表的な災害応急業務11分野のタイムラインと活動内容等を明確化。

第5章 平素からの取組

- 本計画発動直後からの確かな業務遂行ができるよう、**研修・訓練を実施し、受講者や業務経験者をデータベース化**して、災害時に有効活用する。

- 災害時に関係団体からの応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、災害対策の実施に資する**協定締結**や内容の充実を進める。

- 本計画の円滑な実施のため、今後、速やかに**課題改善**に向けた検討を行う。



地方災害対策本部(県民局)